2021年3月会議　一般質問

**「町の男女共同参画計画について」**

男女が互いにその人権を尊重しつつ、責任を分かち合い、性別に関係なく、個性と能力を十分に発揮する事ができる、「男女共同参画社会」の実現は、最重要課題と位置づけられた「男女共同参画社会基本法」の制定から、20年以上が経ち、様々な施策が推進されて来ております。

その一方で、世界経済フォーラムが毎年発表する「ジェンダーギャップ指数」と言うのがありますけれども、日本は2020年、153ヵ国中121位との結果であり、毎年のように順位を下げております。

また、2030年までの達成とあります、SDGsの目標５では、「ジェンダーの平等を達成し、全ての女性と女児のエンパワーメントを図る」とあります。目標まで、後10年を切っているわけでございますけれども、**「全ての人が安心して希望を持って暮らせる社会の実現」をめざし、**我が党では、昨年10月にオンラインでの「ウイメンズトーク」を開催。女性の仕事と子育ての両立を図るために、**「男性の家庭育児参加の推進」**をテーマと致しまして、県内の子育て中のママや育メンパパのグループ、女性の活躍を応援する企業の方々と懇談的にお話をお聞き致しました。その結果を県の「第5次男女共同参画計画」に反映して頂きたいと、11月に阿部知事に要望書を提出致しました。

さて、現在、町は、人権総合計画・第3次男女共同参画計画（きらめきプラン３）を進めているところでありますけれども、女性の活躍をさらに推進するために、次の事をお聞きして参りたいと思います。

（１）まず、先ほどのSDGsの5番目の目標について、町はどのように捉えているのかお聞き致します。

○答え

　　町は、平成30年度に策定した第３次軽井沢町男女共同参画計画に則り、性別を問わずあらゆる人が個性を発揮し、自分らしく生きることのできる軽井沢町にしていくことを目指し、役場内全課にわたって事業を進めているところでございます。この中には、子どもたちの教育や、生涯学習として女性の社会参画を促進するための社会教育も含まれております。これは、ＳＤＧｓの目標５に合致しているものでございます。

　　町では、社会的課題の解決と持続可能な地域づくりに向けて、ＳＤＧｓ日本モデル宣言に賛同を表明しております。目標５につきましても、地域の課題として取り組むものと認識しております。

（再質問）

この第３次男女共同参画計画（きらめきプラン３）は、2019年3月に作成されておりますが、2028年までの10年間とありました。「めざす将来像」の中にSDGsの目標５に触れておりませんが，これは何か理由があったのでしょうか。

○答え

　　ＳＤＧｓにつきまして記載がないということでございますが、ちょうどこの第３次の基本計画を策定する中において、町としてのこのＳＤＧｓに対する位置づけというものが明確になっていなかったというところで、この計画にそういった文言が記載されていないというものでございます。

　　しかしながら、基本的な施策としては合致するものであるというふうに認識しているところでございます。

（再質問）

次期策定がかなり向こうへ行きますし、　SDGsの目標設定である2030年がもうそこまで、という事になっていくわけですが、今後修正見直しがあればその都度という事も書かれておりますが、この冊子の中に出てこない訳なんです。私は、是非文言に入れて頂きたいと思いますが、いかがでしょうか。

○答え

　今、ご指摘のありましたＳＤＧｓの目標でございますが、あくまでそれを実現に向けて町も取り組んでいるところでございます。そういった観点から、現在の第３次の計画には、具体的なそういったＳＤＧｓにのっとった数値が記載されてはおりませんが、随時情勢を見ながら目標を修正等をして対応していければと考えております。

（２）次に、国は、「第5次男女共同参画基本計画」をたてている訳でありますけれども、この計画を踏まえて、今後の「男女参画の推進について」町の考えをお聞きして参りたいと思います。

①まず、「男女共同参画基本法」にある「積極的改善措置」、いわゆる「ポジティブアクション」を踏まえ、役場管理職への女性登用については、どのように考えているかお答え下さい。

答え；町長

　　課長であれば、課長の人事であれば性別に関係なくその課をしっかり回せる力があるかを考え、人事を行ってまいりました。結果として現在、女性が圧倒的に少ないという人事になっていますが、人事を検討する時期には常に女性を増やせないかということを検討してまいりました。男女に限らず、多少不安があっても、立場が人をつくるということがありますので、思い切って任せるということもありますが、仕事本位としますと、どうしても躊躇してしまいます。しかし、機会は平等に与えられておりますので、あとは性別に関係なく人物次第かと思っております。年功序列をよしとするものではありませんが、どうしてもキャリアを考えると、偏るのかもしれません。

　　また、ご承知のように男性だからといって皆が管理職になれるというものでもありません。ドイツでは議会議員へのクォータ制を導入し、女性議員を増やしたが、力不足の結果が出てしまったとした報告もございます。悩ましいところであります。

　　いずれにしましても、でき得る限りバランスの取れた人事を心がけてまいります。

　　これから、日本社会も人口減少が甚だしいわけでありますが、その人口減少をどう穴埋めしていくのかといったときに、女性の登用、女性の皆さんが活躍していただく場をつくる、それから外国人人材の登用という、大きな２つがあるということでも言われております。そんなことで、女性の皆さんが活躍できる場をできる限りつくっていけたらと考えております。

（再質問）

町長自らお答えいただきました。

　　これ、私が言ったのはポジティブアクションということで、以前３人の課長がいらっしゃいました。たまたま今、もう一人資格のある方がいらっしゃるということで、お二人ということだという話は聞いているんですけれども、上原課長、しっかり今やっていらっしゃいますので、お一人でも頑張っていらっしゃると思うんですけれども、なかなか発言がしにくいところがあるのではないかななんて思ったり、あとご夫婦のところで、例えば人材育成をしながら女性の方を次に出したいと思っても、ご夫婦が職員でいらっしゃればなかなかそれも、ちょっと詳しくは申し上げませんけれども、なかなか難しいところもあるのではないかなと思いまして、理事者である町長、もしできればポジティブアクション、例えば３人は必ず出していくんだという人材育成をしながら、できないときもあるかもしれませんけれども、そのような目標を追いかけて、女性の登用に頑張っていただきたいなと思っているんですけれども、その辺は町長いかがでしょうか。

○町長（藤巻　進君）

　　全く川島議員のおっしゃるとおりでありますので、軽井沢町としてもしっかり頑張って、先ほど申し上げたとおり進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

②次に、女性が社会で活躍するには、パートナーであるご主人の支えが必要であります。役場職員の育児休暇の取得状況はどうなっているのか。又、育児休暇の取得時や取得後、復帰後に「パタニティハラスメント」の実態はあったか、お聞き致します。

○答え

男性職員の育児休暇取得の状況でございますが、現在取得している職員はありません。

　　マタニティ・ハラスメントにつきましては、実態はないものと把握しております。

（再質問）

　現在はないというお答えでございましたけれども、取った方は以前にいらっしゃいますよね。今現在はいないとしても過去に。その方たちに対しては、なかったということで、今のお答えはよろしいでしょうか。

○答え

現在取得している職員はおりませんが、過去には４名おりました。直近では令和２年２月25日から５月31日まで取得した職員がおります。

③男性職員が育児や介護休暇をとりやすい環境にする為に、県で推奨している「育ボス、宣言」というものがあります。

確かに町ホームページから県のリンクをしておりますが、リンクするだけではなく、町で積極的に宣言をしてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○答え

イクボス・温かボスの一層の拡大のため、平成28年12月に長野県連合婦人会長、長野県知事とともに、長野県経営者協議会、長野県市長会、長野県町村会など17団体の代表者が共同でイクボス・温かボス推進宣言を行い、令和２年２月現在、24市町村の理事者、管理職員が宣言をしております。

　　当町といたしましても、男性職員が安心して育児休暇や介護休暇を取得できる環境を整えるとともに、まずは理事者及び課長職が宣言を行うよう検討してまいります。

（再質問）

今のお話ですと、理事者、課長級の方たちということになりますか。各課で課長がおっしゃっていただいて、職員にもそれをしっかり浸透させていくという意味で今受け取らせていただきましたけれども、それでよろしいですか。課長。

○答え

　　議員おっしゃいますように、まずは理事者、課長等が宣言を行い、そこから浸透が図れればと考えております。

④男性の育児参加の為の環境作りの一つとして、町の公園や公共施設に「親子トイレ」の設置を推進できないでしょうか。（モニターお願いします。こちらは、上田市の中央子育て支援センター、通称「にじいろひろば」の親子トイレです、順を追って説明します。）

現在、町の既存施設はスペースの関係もありますので、無理のようでしたら,少し先になりますが、新庁舎建て替え時に、親子トイレの導入検討ができないかお答え下さい。（モニターありがとうございます）

○答え

　まず現在ある施設につきましては、各施設の設置当時に多目的トイレとして必要な設備を備えたものとなっております。

　　親子トイレの設置につきましては、議員おっしゃいますようにスペースの確保等が課題となりますので、大規模な改修などの際に検討していきたいと考えております。

　　また新庁舎への親子トイレ導入につきましては、今後研究してまいります。

（再質問）

　　ただ、課長あれですよね。先ほど、子育て支援センターの中の男子トイレ、ちょっと見ていただいたと思うんですけれども、ベビーチェアは場所そんなに取らないので、つけられるところがある、例えば公園とか、よくお子さんを連れて、ママには休んでいていただいてパパが子育て、何人か連れて公園に遊びに行くという場合もありますので、男子トイレにああいうベビーチェアがつけられれば大変うれしいなと思っているんですが、この辺はいかがでしょうか。

○答え

施設によっていろいろ違うんですが、当然男子のトイレにもベビー用の椅子があったりとかはしています。それから、軽井沢駅ですと、多目的の中に子ども用の小便器もあったりとか、施設、作った時によっていろいろちょっとまちまちなんですけれども、基本的にはこの子ども用の小さいやつはついているところは軽井沢駅だけ、他がちょっとないので、今後については大規模な改修等がありましたらやっていきたいというふうには思います。

ベビーチェアについてでございます。町内の24か所の公衆トイレの状況についてちょっとお知らせしたいと思います。

　　ベビーチェアですけれども、男子トイレに６か所、女子トイレに14か所、多目的トイレに４か所設置しております。設置していない他の公衆トイレにつきましては、先ほど総務課長答弁させて頂いたとおり、スペースの問題等々ございますので、今後検討をさせていただきたいと考えております。

⑤コロナ禍において、女性の仕事が失われて来ております。特に宿泊、飲食等の職業で顕著に出ております。このことを逆手にとって、充電する時、チャンスと捉え、次へのキャリアアップの時と考えることも大事であります。ご存じの通り、女性の再就職やステップアップの為に新たな学びを提供するのが「リカレント教育」ですが、町の考えや今後の取り組みをお聞かせ下さい。又、文部科学省の委託事業により、開設、運営されているポータルサイト「マナパス」の啓発を積極的に行ってはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

（マナパスの資料；社会人の学び直しを支援する情報として大学をはじめとするリカレント教育を行う機関、通学制3255、通信制714の約4千のプログラムあり）

○答え

町では、社会教育法に基づき、社会教育を推進し、町民の皆さんが自ら実際社会に即する文化的教養を高め得るような学習の機会の提供及びそれを奨励するため、様々な事業を実施しているところでございます。

　　こうした事業は、女性だけを対象にしているわけではなく、また内容によっては就職に直結するとも限らないわけでございますが、学校現場以外での学びの場の提供等を通じ、町民の自己啓発につながる機会をつくり出しております。

　　今回、川島議員からご提案いただきました文部科学省委託事業であるポータルサイト・マナパスや、学びの指針に関する情報提供をしている文部科学省のサイトなども、実際に資格取得や就業につながる学びの有益な情報でございますので、町ホームページなどで周知してまいりたいと考えております。

○まとめ

結婚、出産、家事や育児でキャリアにブランクが生じないよう、又退職せずに復職する道を閉ざされないよう、その解決策としてもリカレント教育は有効ですので。周知進めて頂きたいと思います。

⑥コロナ禍での雇い止めや失業、介護や育児での孤立化、家で過ごす時間が増えた事による、DV、や児童虐待が増えているのではと、心配をしております。

事実、昨年又今年に入ってからも、全国で女性の自殺者が増えておりますし、私の周りでもDvで相談に来られた方が実際にいらっしゃいました。

なかなか、相談しにくい事ではありますが、昨年4月に内閣府が開設した「DV相談」というものがあります。

又、「いのちの電話」等、電話での悩み相談窓口が既に開設されています。

これらの相談窓口の周知がどうなっているのか。

又、児童虐待を防ぐ為に「児童虐待防止全国ネットワーク」が提唱する「叩かない子育て」の啓発を行ってはどうかと思いますが、お答えください。

　○答え

特別定額給付金など国の施策による社会的なアナウンス効果により、困っている方々が支援情報にアクセスしやすい状況となっております。町においては、民生委員や関係機関と連携を取り、どこでも相談できる体制をとっており、町内関連施設、金融機関を中心に支援情報が記載されたリーフレットなどの配布のほか、ホームページにおいてＤＶ相談プラスを含めた各種相談窓口を定期的に新着情報への再掲など、可能な限りお困りになっている方々に支援できるよう配慮しているところでございます。

　　各種相談窓口では、当事者からの支援要請があった場合、町も連携し、支援に当たっております。

　　今後も必要な支援や、情報を必要とされる方々にいち早く届けられるよう環境の整備を行ってまいります。また、たたかない子育ての啓発についても行ってまいります。

（再質問）

町ホームページやSNSでの「こころの相談窓口」の中に「DV相談＋」のリンクを張って頂けるとありがたいのですが。いかがでしょうか。

○答え

今入っているところの部分につきましては、また全体的にそこに、たたかない子どもの子育て、独自、単独ではなく全体的なものとして、そこに掲示をしていきたいというふうに考えております。

　現在、町のほうのホームページの状況でございますけれども、これはコロナの関連情報から相談窓口に入っていただきますと、そこに各種相談窓口の一覧表があります。この中に児童虐待の部分、それからＤＶ相談の関係がうたわれておりまして、その中にＤＶ相談プラスの関係につきましても、うたわれているところでございます。

（再質問）

ホームページのこころの相談窓口というところに入っているんですけれども、昨日の時点で見たときに、ＤＶのこと、ほかの相談窓口は入っていたんですけれども、このＤＶ相談プラスは入っていなかったので、リンクしていただきたいなという私の質問だったんですけれども。よろしいですか、もう一度すみません。

○答え

　相談窓口に関しましては、あらゆるところから入れるようになっておりますが、議員おっしゃるとおり、再度整理いたしまして、あらゆるところからアクセスできるような形で調整していきたいと考えております。

**「児童発達支援センターについて」**

町は、令和6年度児童発達支援センターの開設をめざし、場所を軽井沢学園の跡地と決め、概算で約3億円の施設を建設して参ります。

中心部より少し遠くはなりましたが、町独自でこのようなセンターを作って頂ける事に対して、当事者や関係者の方は、本当に嬉しく思っていらっしゃると思います。

その中で、確認したい事項が何点かありますので、質問致します。

（１）まず、このセンターには、言語聴覚士、作業療法士、臨床心理士、は常勤するのか、又、個別や集団トレーニング、そして放課後等デイサービスの事業の継続はされるのか詳しく教えて下さい。

　○答え

児童発達支援センターは、事業に関係する基準によって定められております人員配置によって配置を予定しております。また、個別集団トレーニングや放課後等デイサービス事業は、継続をいたします。令和３年度からの町の児童発達支援事業においても、継続をしていくものでございます。

言われる専門職につきましては、相談支援体制の中で必要な人材になりますので、予定しております。

（２）当初の老人福祉センター設置が変更になり、役場庁舎から離れた場所に建設となりましたが、お子さんを抱えて大変な思いをされている保護者に寄り添うためにも、保健福祉課やこども教育課の職員が出向し、相談体制強化を検討すると全員協議会での答弁でした。その後の進捗状況をお聞きしたいと思います。又、新庁舎建て替え時に、密接な連携が必要となる保健福祉課とこども教育課を同じ建物の中に、できれば隣に配置するなど配慮はできないかお聞きします。

○答え

議員おっしゃるとおり、保護者に寄り添うための対応といたしまして、さらなる相談体制の強化のため、関係部署との連携は必要不可欠でございます。職員の配置については引き続き検討をしておるところでございます。

　　また、今月中に策定されます庁舎建設及び周辺整備基本方針において、現在本庁舎と異なる施設に分散されております総務課防災係、保健福祉課及び教育委員会を新庁舎へ配置することで、申請手続のワンストップ化など住民にとって利便性の高い庁舎とする方針を示しております。

　　従いまして、保健福祉課及びこども教育課が同じ建物内で配置されることになります。これにより、関係部署との連携は強化されるものと考えております。

新庁舎建設に当たっては、今後、関係部署のほうで配置については詳細が詰められていくと思いますが、基本的に新庁舎内に、現在分散されております行政機関がまとまってきますので、少なからず現在よりは連絡は密に取っていけるかと考えています。

（３）この児童発達支援センターを中心に、以前から質問しています「発達障がい者サポーター」の育成や制度の促進はできませんでしょうか。

「発達障がい」という言葉が本当にいやな言葉で、保護者も認めたくない心理が働きます。しかしながら、早期に発見できれば、支援の輪が広がります。保護者のみならず、周りの、町中の方がこういう症状なんだという事を、理解し気づいてあげる事が出来、当事者や御家族への配慮、相談や支援、そして療育へと繋いで上げる事が出来ます。

知っているのと知らないとでは大変大きな差が出ます。良い例では、認知症サポーターが成果を上げてきています。「発達障がい者サポーター育成」も同じと考えますが、いかがでしょうか。

○答え

発達障がいサポーター育成は、現在作成しております軽井沢町第６期障がい福祉計画・第２期障がい児福祉計画において、障がいへの理解を促進する１つとして、発達障がいに関する基本的な知識を持ち、地域等において、発達障がいのある人やその家族を支える人となる県の発達障がい者サポーター養成講座を活用した育成を掲げており、今後、センターを中心に制度の推進を図っていく計画となっております。

（４）2016年10月に、総務常任委員会の一員として、東京都日野市の教育支援センター「エール」という所を視察させて頂きましたが、この施設の取り組みが大変印象に残っています。

このセンターには、教育委員会（教育委員会教育部教育支援課）と保健福祉課（健康福祉部発達支援課）が両隣で配置されており、教育と福祉が一体で支援しており、ワンフロアの中、連携が密にとれていました。

又「かしのきシート」というカルテのような記録表があり、お子さんの成長や記録、個別支援計画を切れ目無く、繋ぐ事で、高校生や成人しても一貫とした支援を、市が行っておりました。

このようなシステム構築を町で取り入れる事は出来ないでしょうか。

保護者から、「先生が替わるたびに、一からお子さんの事を説明しなければならず、負担になっている。」また。「高校生になっての相談窓口がどこだかわからなくて困っている」との声がありましたので、質問を致します。

○答え

町では、保護者が成長の記録を管理するツールとして、佐久圏域において平成25年頃から虹のかけはしを利用しておりますが、この虹のかけはしというのは、サポーターブックがあります。こういったものがございますが、これは保護者が日々こまめに記録をすることにより、継続支援できるものとなっております。

　　しかしながら、保護者が成長の記録を管理し、情報提供をいただくことが浸透せず、つながりのある支援まで至っていない状況でございます。

　　そこで、それぞれのお子さんとご家族に合った支援を行うため、既存の健康管理システムにより、こども教育課、保健福祉課双方で情報共有をしております。乳幼児時期、就学前、就学中、対象者の方が町民である限り、生涯にわたり支援が途切れることなく、必要なときに生かされるものとなっております。

　　共有する情報は、児童発達支援業務においても、どのような支援体制をとることが必要か、個々の療育プログラムを検討する段階で、また家族からの相談にも役立つものと考えております。

○まとめ

課長、だいぶ手厚くやっていただけるようで、しっかりとこれはセンターを中心に行っていただきたいと思っております。

　　最後になりますけれども、昨年12月６日の社会福祉大会で、大阪市立大空小学校の初代校長木村泰子先生のビデオメッセージが流されました。「多様性が尊重される時代に変わろうとしている今、自分らしく、ありのままに、誰でもお互いに対等性を学ぶことが大事。全て地域の宝」との言葉がとても印象的でございました。

　　このような軽井沢町になることを願い、私の一般質問を終わります。